

袖ヶ浦市福祉作業所

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市福祉作業所 うぐいす園

袖ヶ浦市大曾根 8 6 2 番地 1

(2) 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）に規定する生活介護、就労継続支援 B 型等の障害福祉サービスを提供し、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する業務

イ 支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に関する業務

ウ 支援法第 77 条第 3 項に規定する地域生活支援事業で、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援に関する業務

エ 福祉作業所の利用料金の収納に関する業務

オ 福祉作業所の利用の制限に関する業務

カ 福祉作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務

キ その他福祉作業所の設置の目的を達成するために必要な事項に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、福祉作業所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市福祉作業所は、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスを提供し、利用者の精神的安定と社会的自立の助長を図るため適切な支援が不可

欠であり、利用者と施設管理者との信頼関係を確保できる団体が適当である。

以上により、袖ヶ浦市福祉作業所は、管理委任団体のノウハウの蓄積、事業の継続性及び高度な専門性を要するとともに、利用者及び保護者との関係のつながりが高い施設であることから、社会福祉法人嬉泉を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人嬉泉
所 在 地	東京都世田谷区船橋1丁目30番9号
設立年月日	昭和41年10月28日
資 本 金	2,931,518,171円（資産の総額） ※平成31年3月31日現在
従 業 員 数	483人 ※平成31年3月31日現在
主たる業務内容	1 施設入所支援 2 共同生活援助 3 生活介護 4 就労継続支援B型 5 日中一時支援 6 短期入所支援 7 相談支援 8 児童発達支援 9 放課後等デイサービス 10 児童発達支援センター

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 市の条例や関係法令を遵守するとともに、平等な利用を図るため利用受入に関しては「利用受入検討委員会」を設置し、検討経過の透明性と検討結果の公正さを確保する。

イ 管理運営においては、利用者の人格と自発性を尊重して支援し、苦情・トラブル等の対応に関しては「苦情解決責任者」、「第三

者委員会」を設置し、解決に当たるものとする。

ウ 利用拡大を図るために、特別支援学校での説明会、施設見学、実習の受入れ、また、関係機関との連携を深めることで利用者の増加を目指す。

エ 安全管理対策においては、安全配慮の視点から建物や外周の点検と環境整備に努めるとともに、環境整備計画を作成して、施設の効率的・効果的かつ継続的な維持管理に努める。

オ 職員体制は、基幹となるサービス管理責任者や主任作業指導員に経験者を配置し、職員研修を計画的に実施し、専門的知識を養い支援の向上を図る。

カ 危機管理においては、利用者の安全配慮の重要性を認識し、事故が起きた時のマニュアルを作成するなど安全対策を図り、災害等緊急時においては、緊急連絡網やメールなどの手段により迅速に周知する。

キ 地元の行事に積極的に参加するなど地域との繋がりを持ち、福祉施設への理解・協力を広め、地域に根付いた運営を行っていく。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)
本施設は、市が負担する指定管理料はなし。

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和元年7月1日から同年8月30日まで

イ 応募者説明会 令和元年7月22日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和元年7月23日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和元年8月28日から同月30日まで

(2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条

例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき審査及び採点した結果を基に、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、社会福祉法人嬉泉を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

（委員構成）

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

採点結果

施設名：袖ヶ浦市福祉作業所【非公募】

応募団体：社会福祉法人嬉泉

評価点数	170点	
上記評価に対する	適正	不適正
選定委員会の判定	10名	0名

評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
	② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	85	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図るための具体的な手法	9	0		3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31	0		17	24	31	19
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20	失格/0		12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮減効果	5	失格/0		3	4	5	3
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	19
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	32
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合	計	255	255	失格	149	202	255	170

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(149点)を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。